

# 介養協 News (27No.5)

## 速報

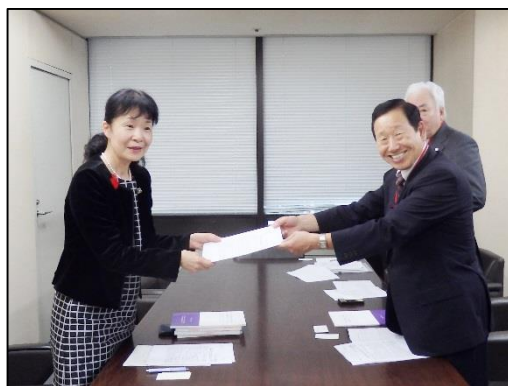
平成 27 (2015) 年 11 月 12 日発行

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会  
総務・企画委員会

東京都千代田区霞が関 3-6-14 三久ビル 7 階  
TEL : 03 (5512) 4745 FAX : 03 (5512) 4746

## 修学資金貸付制度の拡充等を求める要望書を 厚生労働大臣に提出！

介護福祉士養成施設（以下、「養成学校」という。）を取り巻く環境が厳しい状況にある中、10月30日、小林会長、澤田、鈴木両副会長が厚生労働省を訪れ、修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施等を求める厚生労働大臣あての要望書を提出しました。当日は塩崎厚生労働大臣の都合が付かず石井淳子社会・援護局長等への説明及び提出となりました。



始めに石井社会・援護局長を訪れた小林会長は、修学資金貸付制度の拡充・強化について、修学資金は将来の介護の担い手として明確な目標を持ち養成学校への進学を志す者にとって大きな励みとなっていることから、国庫負担割合の増加、返済免除条件の緩和などを迫りました。これに対し、石井局長は、養成学校の厳しい状況は前任の鈴木局長（現・年金局長）から伺っているとしたうえで、平成20年度第2次補正予算で行われた補助率10分の10は極めて例外的な措置であり、復活は困難と思われるが、国としても「介護離職ゼロ」に向けて介護人材の確保は大切な要素と考えているので、少しでも前進できるようにして行きたいとの返答がありました。

また、資質向上のための介護福祉士の再教育の支援については、27年度から設けられた地域介護医療総合確保基金を活用した事業の展開をなどの考えを示されました。

更に、養成学校卒業生の国家試験に関し、国会に提出されている介護福祉士法の一部改正法案が成立しないと養成学校はもとより社会的混乱を招く事態となることから、法案の早期成立を強く国会に働きかけるよう要請しました。



次いで、職業能力開発局を訪れ、担当の波積大樹能力開発課長との面談で、養成学校入学者の18%を占め、卒業後の評価も高い養成学校における離職者訓練制度（委託事業）の継続を要望しました。これに対し、波積課長は、今後も制度の維持を図るよう継続して予算要求をして行く意向を示されました。

これら要望については、一団体からの要望に留まらず、都道府県から要望の声が国に届くことが大きな前進要因に繋がることから、各都道府県において、養成学校が一体となって議会議長や知事に請願書や要望書の提出行動をとるよう、お願いしているところです。要望事項の実現に向けて一層の活動を図られるよう重ねてお願い致します。

## 介護の日に合わせ、ポスター等を作成！

協会では毎年、11月11日の「介護の日」に合わせポスターやチラシを作成し、各養成学校にお届けしているところですが、今年も総務・企画委員会において、養成学校の人材確保を兼ねたポスターとチラシを作成しました。

今年のポスターは、高校生の車中での出来事を通じ、将来の仕事として介護に強い関心を抱かせる心の動きを捉えたものです。また、チラシでは介護は社会に欠かせない仕事であり、深さ、広さ、楽しさの大きな魅力をもったもので、養成学校での学びが現場で役立ち、現場からも期待されていることを紹介したものとなっています。

このポスターやチラシは協会のホームページから入手できますので、ダウンロードの上ご活用下さい。





介養協第61号  
平成27年10月30日

厚生労働大臣  
塩崎恭久様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会長 小林光俊



介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等について（要望）

急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、「協会」という。）及び協会会員介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、国の施策に合わせ教育内容の充実を図るなど最大限の努力をして来ております。この様な中で国の雇用対策の一環としての介護福祉士養成に係る離職者訓練を受け入れ、養成教育を行い質の高い介護福祉士を社会に送り出すことにより高い評価を得ております。

一方、養成施設への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に応えていくことは困難になることが予想されます。

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から報告されました「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環に向けて～（平成27年2月25日）」（以下、「報告書」という。）による施策の方向等に対応していくためにも、下記の要望事項について、厚生労働省における積極的な対応をお願いするものであります。

また、今、第189回国会に提出されました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正案を含む社会福祉法の一部を改正する法律案並びに出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、今国会では成立せず継続審査となりました。これらの法律案は養成施設卒業生の資格取得や外国人留学生の在留資格に直接関係するもので、このままでは養成施設は勿論、社会的にも国際的にも大きな混乱を招くこととなりますので、両法律案の早期成立のための対応をお願いするものであります。

## 記

### 1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について

- (1) この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力として期待されており、優秀な人材確保による介護サービスの質の向上のために大きな要因となっています。超高齢社会を迎え、複雑・高度化する介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められており、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があることから、全額国庫負担で実施すること
- (2) 貸付金返還免除の条件について、介護福祉士養成教育を国家的事業と位置付けるとともに、養成施設卒業後の地域間の流動化を促すなどから、現行の「就業区域限定」、「介護業務の従事期間の制約」を緩和すること
- (3) 報告書において介護人材確保の具体的な施策メニューとして示された介護福祉士養成施設等の活性化と機能強化等に係る「学生に対し介護福祉士修学資金貸付による支援を行い、学生の確保を進める」を強力に推進すること

### 2. 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の継続実施及び恒久化を図ることについて

- (1) この訓練（委託訓練）制度で学ぶ者は高学歴者が多く、介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて強く、社会人経験も豊かであることから、卒業（修了）者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、体系的な教育に基づき修得した知識・技術に培われた職業能力は就労先職場でも高い評価を得ていること、また、就労後の経験・研鑽を積むことでより優れた介護福祉士としての活躍が期待できること
- (2) 少子化、若者の介護離れ等により、高等学校等からの養成施設への入学者の減少傾向の中にあって、養成施設への全入学者の18%を占めており、質の高い介護福祉士を確実に養成し継続的に供給することは今後の超高齢社会に対応した施策運営及び雇用施策の上でも欠かせないこと
- (3) 高等学校卒業直後に養成施設に入学した者にとって、社会人としての経験も豊かで、かつ、介護の専門性を理解する者とともに学ぶことが教育の質の向上に繋がっていること
- (4) この制度を生かして卒業（修了）した多くの者が教育効果の反映として今後も制度の継続及び恒久化を強く希望していること
- (5) 前記の状況に鑑み制度の継続及び恒久化を図ること

### 3. 教員及び介護福祉士の資質の向上確保のための再教育に対する支援について

- (1) 養成施設においては厚生労働省の介護福祉士養成教育内容の改正に合わせ平成 21

年以降新カリキュラムによる教育を開始し、これに合わせた教員養成教育を実施している。しかしながら、平成 21 年以前に教員講習を受講し、専任教員資格を取得した教員は当該教育を受けていない状況にある。質の高い介護福祉士を養成していくためには、その養成に携わる教員について、施策の動向や社会の要請、介護を取り巻く環境に合った最新の知識・技術を習得させる必要があり、このための財政的支援などの政策的対応を図ること

- (2) 今後、認知症や医療ニーズを持つ要介護高齢者の増大による介護ニーズの複雑・高度化が見込まれ、地域包括ケアシステムの構築も進められている。これらに的確に対応していくためには、他職種との連携ができる知識と技術を習得した介護福祉士が求められていることから、新カリキュラム実施以前に介護福祉士資格を取得した者に対し、定期的に養成施設での再教育を実施するよう制度上の措置とそのための財政的支援などの政策的対応を図ること

#### 4. 介護福祉士養成の専門学校に対する財政的支援について

国が指定している介護福祉士養成施設は、制度発足以降平成 26 年度までの間に約 325,000 名の卒業生を介護福祉士として社会に送り出し、これらの者は高等教育課程において専門的な知識・技術を体系的に学んだ者として社会貢献を果たしており、介護ニーズの複雑・高度化、地域包括ケアシステムの構築による連携に対応した質の高い介護福祉士の養成が急務となっていることから、私立大学等経常費補助金（文部科学省所管）等各種助成措置の対象とされていない専門学校に対し養成施設の経常費や施設設備拡充のための財政的支援を図ること

#### 5. 外国人留学生の介護福祉士養成施設への受け入れについて

- (1) 介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に入学した外国人留学生に対して、経済的支援のための基金を設けること、また、これらの者を現在の修学資金貸付制度の対象とするよう制度の整備を図ること
- (2) 外国人留学生を受入れた養成施設に対し、教育及び生活指導をサポートする指導員等を配置するための財政的支援を図ること

#### 6. 今後の介護福祉士養成教育～職業能力に基づく養成教育とより高度な介護福祉士資格の創設への支援について

協会では、今後、介護現場は職業能力レベルが異なる多様な人材が働く場となることから、地域包括ケアシステムの推進やサービスの質の確保を職務とする新しい介護福祉士が必要として、職業能力に基づく養成教育とより高度な介護福祉士資格「（仮称）管理介護福祉士」の創設を目指して検討を進めている。一方、厚生労働省の報告書では、今後の介護人材について、多様な人材層を類型化した上での機能分化、介護ニーズの多様化・高度化やマネジメントの能力の高まりに対応した養成・教育プロセスの確立や役割の明確化等の方策が求められるとしており、当協会の検討と報告書の内容は方向を一にするものと考えられることから、当協会の検討に対する政

策的な支援を願いたいこと

## 7. 社会福祉法等の一部を改正する法律案並びに出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立の促進について

社会福祉法等の一部を改正する法律案は、第189回国会で衆議院では可決したものの参議院では継続審査となっている。この法律案は養成施設卒業生の国家試験受験等資格取得方法の見直し等の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案等を含むものであり、本法律案が年度内に成立しない場合は現行法が適用されることになり、養成施設の在學生及び入学を志す者、及びこれらの者に対する周知等、養成施設のみならず社会的に大混乱を起こすことになる。この事態を回避するために同法律案の早期の成立を図るよう行動されたいこと

また、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案については、外国人の在留資格に「介護」を設け、介護福祉士養成施設への外国人留學生が卒業後介護福祉士資格を取得した場合に、日本国内の機関等において介護等の活動ができるとするもので、外国人留學生の殆どの者が本法律案の成立を期待しており、国外からの問い合わせも多いことから、国際的信頼関係の上でも、前記法律案同様、早期の国会成立を図るよう対応を図られたいこと

—以上—